平成３０年（フ）第１７０号
大阪府泉佐野市鶴原857―４グランド関空Ａ206、住民票上の住所大阪府堺市南区赤坂台３丁９番33―309号
債務者　横井　愛美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１７１号
大阪府岸和田市野田町２丁目４番３号ラヴィアン21―202号、前住所大阪府貝塚市久保80番地　９棟106号
債務者　濵口　正之
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１８２号
大阪府泉南郡熊取町大宮３丁目439番地の25
債務者　田中　　歩（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第６３３号
札幌市北区屯田６条１丁目２番20号
債務者　大屋砂由美
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６４０号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番８―103号
債務者　藤原　秀一
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６４５号
札幌市西区琴似４条６丁目５番26―103号
債務者　渡部　　愛
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６５５号
札幌市豊平区平岸５条６丁目３番19号　コーポマリーン101号
債務者　岡本　　太
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６６０号
札幌市豊平区月寒東３条５丁目１番３号　グラベラ月寒108号
債務者　松本　　肇
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６６６号
札幌市東区北９条東１丁目１番１―203号
債務者　渡邉　好江
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４４号
千葉県山武郡九十九里町作田5616番地
債務者　田畑　　裕
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１６７号
堺市中区平井614番地１　アンフィニ205号
債務者　朝倉　孔明
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１８８号
堺市南区深阪南368番地６　レオネクストＫＳＰＩＲＩＴ山桃208号
債務者　久保　一夫
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２３７号
堺市堺区中安井町３丁２番10―902号
債務者　北野　貴洋
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２７６号
堺市東区野尻町284番地18
債務者　上田　明彦
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２８８号
堺市南区晴美台３丁14番７―206号
債務者　高見恵里子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３００号
堺市北区野遠町493番地２　レオネクストソシア野遠202号
債務者　峰　久美子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３１５号
堺市堺区柳之町西３丁１番４号
債務者　谷口　敏行
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３１６号
堺市堺区柳之町西３丁１番４号
債務者　谷口　芳美
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係